



福岡医発第1181号（地）

平成27年7月23日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

「がん登録等の推進に関する法律」における診療所の指定について
(情報提供)

さて、「がん登録等の推進に関する法律」については、平成28年1月に施行されることとなっておりますが、同法第6条第1項に基づく届出は、病院および指定された診療所が行うこととされております。

当該届出を行う診療所の指定については、いわゆる手上げ方式とし、その開設者の申請に応じ、同条第2項に基づき、都道府県知事が行うこととされており、今般、都道府県における診療所の指定の事務について下記の取扱いとする旨、別添の事務連絡が厚生労働省健康局がん対策・健康増進課より各都道府県衛生主管部（局）担当課宛なされた旨、日本医師会より情報提供が参りました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 指定を受けた診療所においては、指定日以後に初回の診断を行った原発性のがんに係る情報の届出義務が生じることにご留意下さい。
- 2) 厚生労働省において自治体向け全国がん登録説明会が7月27日に開催され、本件等の説明が行われる予定となっており、本県における具体的な指定申請方法等につきましては、後日、福岡県担当課（健康増進課）より通知が発出されることとされております。

※本通知は、あくまでも情報提供であり、別紙「指定申請書」による受付はまだ行われておりません。

記

1. 診療所からの指定申請について

指定を受けようとする診療所の開設者は、届出を開始しようとする年の前年の締切日までに、当該診療所に関する事項を記載した申請書（別添）を当該診療所の所在地の都道府県知事に提出することとする。

例として、平成28年に指定を受け、届出を開始しようとする診療所は、平成27の締切日（9月中を予定）までに所在地の都道府県に申請書を提出する。

2. 指定について

指定は各年1月1日付けでまとめて行うこととし、年途中には指定を行わない。指定した場合には、各年1月1日付けで指定した旨を通知する。

3. 指定期間について

指定期間の制限はないものとし、指定を受けた診療所の辞退又は都道府県知事による指定の取消が行われるまでは、当該指定の効果は継続するものとする。

4. 指定日と届出義務の発生する対象の関係について

指定を受けた診療所における届出対象は、指定日以後に当該診療所において初回の診断が行われた原発性のがんに係る情報とする。

5. 指定を受けていない診療所からの届出の取扱いについて

都道府県知事は、指定を受けていない診療所からの届出は受理しないこととする。また、厚生労働大臣は、死亡者新規がん情報が判明した場合には、当該情報に係る調査のため法第14条に基づき都道府県知事に通知することとされているところ、指定を受けていない診療所からの患者情報は、当該調査の対象としないこととする。

平成 27 年 7 月 22 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事
道永 麻里

「がん登録等の推進に関する法律」における診療所の指定について

「がん登録等の推進に関する法律」については、2016 年 1 月に施行されることとなっておりますが、同法第 6 条第 1 項に基づく届出は、病院および指定された診療所が行うこととされております。

当該届出を行う診療所の指定については、いわゆる手上げ方式とし、その開設者の申請に応じ、同条第 2 項に基づき、都道府県知事が行うこととされており、今般、都道府県における診療所の指定の事務について下記の取扱いとする旨、別添の事務連絡が厚生労働省健康局がん対策・健康増進課より各都道府県衛生主管部（局）担当課宛なされました。

なお、指定を受けた診療所においては、指定日以後に初回の診断を行った原発性のがんに係る情報の届出義務が生じることにご留意下さい。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

また、厚生労働省において自治体向け全国がん登録説明会が 7 月 27 日に開催され、本件等の説明が行われる予定となっております。

記

1. 診療所からの指定申請について

指定を受けようとする診療所の開設者は、届出を開始しようとする年の前年の締切日までに、当該診療所に関する事項を記載した申請書（別添）を当該診療所の所在地の都道府県知事に提出することとする。

例として、平成 28 年に指定を受け、届出を開始しようとする診療所は、平成 27 年の締切日（9 月中を予定）までに所在地の都道府県に申請書を提出する。

2. 指定について

指定は各年 1 月 1 日付けでまとめて行うこととし、年途中には指定を行わない。指定した場合には、各年 1 月 1 日付けで指定した旨を通知する。

3. 指定期間について

指定期間の制限はないものとし、指定を受けた診療所の辞退又は都道府県知事による指定の取消が行われるまでは、当該指定の効果は継続するものとする。

4. 指定日と届出義務の発生する対象の関係について

指定を受けた診療所における届出対象は、指定日以後に当該診療所において初回の診断が行われた原発性のがんに係る情報とする。

5. 指定を受けていない診療所からの届出の取扱いについて

都道府県知事は、指定を受けていない診療所からの届出は受理しないこととする。また、厚生労働大臣は、死亡者新規がん情報が判明した場合には、当該情報に係る調査のため法第 14 条に基づき都道府県知事に通知することとされているところ、指定を受けていない診療所からの患者情報は、当該調査の対象としないこととする。

事 務 連 絡
平成 27 年 7 月 16 日

各都道府県衛生主管部（局）担当課 御中

厚生労働省健康局がん対策・健康増進課

「がん登録等の推進に関する法律」における診療所の指定について

「がん登録等の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 111 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項に基づく届出は、病院および指定された診療所が行うこととされており、当該診療所については、その開設者の申請に応じ、同条第 2 項に基づき、都道府県知事が指定することとされています。

法に規定する診療所の指定の事務については、下記の取扱いといたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1. 診療所からの指定申請について

指定を受けようとする診療所の開設者は、届出を開始しようとする年の前年の締切日までに、当該診療所に関する事項を記載した申請書（別添）を当該診療所の所在地の都道府県知事に提出することとする。

例として、平成 28 年に指定を受け、届出を開始しようとする診療所は、平成 27 年の締切日（9 月中を予定）までに所在地の都道府県に申請書を提出する。

2. 指定について

指定は各年 1 月 1 日付けでまとめて行うこととし、年途中には指定を行わない。指定した場合には、各年 1 月 1 日付けで指定した旨を通知する。

3. 指定期間について

指定期間の制限はないものとし、指定を受けた診療所の辞退又は都道府県知事による指定の取消が行われるまでは、当該指定の効果は継続するものとする。

4. 指定日と届出義務の発生する対象の関係について

指定を受けた診療所における届出対象は、指定日以後に当該診療所において初回の診断が行われた原発性のがんに係る情報とする。

5. 指定を受けていない診療所からの届出の取扱いについて

都道府県知事は、指定を受けていない診療所からの届出は受理しないこととする。また、厚生労働大臣は、死亡者新規がん情報が判明した場合には、当該情報に係る調査のため法第 14 条に基づき都道府県知事に通知することとされているところ、指定を受けていない診療所からの患者情報は、当該調査の対象としないこととする。

(様式例)

平成 年 月 日

都道府県知事 殿

(申請者)
診療所の所在地
診療所の名称
開設者の住所
(法人の場合は所在地)
開設者の氏名
(法人の場合は名称及び代表者の氏名)

全国がん登録における指定申請書

がん登録等の推進に関する法律（以下「法」という。）第6条第2項の規定による診療所として、指定されたいので申請します。

なお、指定の上は法第6条第1項の規定による届出及び法第6条第5項の規定の定めるところに従い、法の規定による一切の事項を守ります。

記

地方厚生（支）局が指定する 保険医療機関コード	
診療所の名称	※申請者欄の診療所と同一の場合は記入不要です。
標榜する診療科目	
診療所の開設者の氏名 (法人の場合は代表者の氏名)	(自署) 印